

平成25年伯耆町
第5回定例会

条例等議案説明資料概要



平成25年12月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町督促手数料及び延滞金徴収条例及び伯耆町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について																		
(提案理由及び概要)																			
1 理由																			
「地方税法」における、延滞金及び還付加算金の割合の特例が見直されたことに伴い、町税に準じた扱いをしている税外収入の延滞金等の割合の特例についても改正を行うもの。																			
2 概要																			
延滞金																			
<ul style="list-style-type: none"> 年7.3%の割合(納期限の翌日から1月を経過する日まで) <ul style="list-style-type: none"> 【改正前】 特例基準割合(日本銀行法の規定による商業手形の基準割引率+4パーセント)が7.3パーセントに満たない場合は、特例基準割合 【改正後】 特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合(貸出約定平均金利)+1パーセント)が7.3パーセントに満たない場合は、特例基準割合+1パーセント(加算した割合が7.3パーセントを超える場合は7.3パーセント) 年14.6%の割合(納期限の翌日から1月経過後) <ul style="list-style-type: none"> 【改正前】 規定なし 【改正後】 特例基準割合(租税特別措置法の規定による割合+1パーセント)が7.3パーセントに満たない場合は、特例基準割合+7.3パーセント 																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">現時点で試算</th> <th style="width: 25%;">原則</th> <th style="width: 25%;">現行</th> <th style="width: 25%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金(納期限の翌日から1箇月以内)</td> <td>7.3%</td> <td>4.3% (0.3%+4%)</td> <td>3.0% (1.0%+1%)+1%</td> </tr> <tr> <td>延滞金(納期限の翌日から1箇月経過後)</td> <td>14.6%</td> <td>14.6% (特例無し)</td> <td>9.3% (1.0%+1%)+7.3%</td> </tr> <tr> <td>還付加算金</td> <td>7.3%</td> <td>7.3% (特例規定無し)</td> <td>2.0% (1.0%+1%)</td> </tr> </tbody> </table>				現時点で試算	原則	現行	改正後	延滞金(納期限の翌日から1箇月以内)	7.3%	4.3% (0.3%+4%)	3.0% (1.0%+1%)+1%	延滞金(納期限の翌日から1箇月経過後)	14.6%	14.6% (特例無し)	9.3% (1.0%+1%)+7.3%	還付加算金	7.3%	7.3% (特例規定無し)	2.0% (1.0%+1%)
現時点で試算	原則	現行	改正後																
延滞金(納期限の翌日から1箇月以内)	7.3%	4.3% (0.3%+4%)	3.0% (1.0%+1%)+1%																
延滞金(納期限の翌日から1箇月経過後)	14.6%	14.6% (特例無し)	9.3% (1.0%+1%)+7.3%																
還付加算金	7.3%	7.3% (特例規定無し)	2.0% (1.0%+1%)																
3 施行期日																			
平成26年1月1日から施行する。																			